

(仮称) 阿武隈風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 28 年 10 月

福島復興風力株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	5
(1) 意見書の提出期間	5
(2) 意見書の提出方法	5
(3) 意見書の提出状況	5
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	6

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成28年8月19日（金）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成28年8月19日（金）付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版

※平成28年8月28日（日）～9月13日（火）に開催する説明会についての公告を含む。

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報なみえ9月号（平成28年9月1日（木）発行）（別紙2-1参照）
- ・田村市政だより9月号（平成28年9月1日（木）発行）（別紙2-2参照）

また、下記広報誌の配布時にチラシを配布した。

- ・広報おおくま9月号（平成28年9月1日（木）発行）（別紙2-3参照）
- ・広報かわうち9月号（平成28年9月1日（木）発行）（別紙2-4参照）

③ダイレクトメールによるお知らせ（別紙3参照）

・葛尾村においては、対象事業実施区域周辺の避難されている方へダイレクトメールを送付した。

④インターネットによるお知らせ

平成28年8月19日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト（別紙4-1参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/eia-topic-koukokujyuuran-sinchaku.html/>

- ・田村市 ホームページ（別紙4-2参照）

<http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/4/abukumafuuryoku-houhousyo.html>

- ・浪江町 ホームページ（別紙4-3参照）

<http://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/2/13898.html>

- ・大熊町 ホームページ（別紙4-4参照）

<http://www.town.okuma.fukushima.jp/201608/19-3857>

- ・福島復興風力株式会社 ホームページ（別紙4-5～4-7参照）

<http://www.f-f-f.co.jp/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 9 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎八階）
福島県福島市杉妻町 2-16
- ・ 田村市役所協働まちづくり課
福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2
- ・ 田村市都路行政局市民課
福島県田村市都路町古道字本町 33 番地 4
- ・ 川内村役場総務課
福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24
- ・ 大熊町役場会津若松出張所企画調整課
福島県会津若松市追手町 2 番 41 号
- ・ 大熊町役場いわき出張所環境対策課
福島県いわき市好間工業団地 1 番 43 号
- ・ 浪江町役場二本松事務所復興推進課
福島県二本松市北トロミ 573 番地
- ・ 葛尾村役場住民生活課
福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 16
- ・ 葛尾村役場三春出張所
福島県田村郡三春町大字貝山字井堀田 287-1

②インターネットの利用による縦覧

- ・ 福島復興風力株式会社 ホームページ
http://www.f-f-f.co.jp/info/pdf_1.html

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：平成 28 年 8 月 19 日（金）から平成 28 年 9 月 20 日（火）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：午前 9 時～午後 5 時

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 5 件であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3、別紙4参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 平成28年8月28日(日)

・開催時間及び場所：

14:00～15:00 いわき市社会福祉センター

(福島県いわき市平字菱川町1番地の3)

来場者数：4名

② 平成28年8月28日(日)

・開催時間及び場所：

11:00～12:00 葛尾村役場三春出張所

(福島県田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1)

来場者数：12名

③ 平成28年8月28日(日)

・開催時間及び場所：

14:00～15:00 葛尾村役場三春出張所

(福島県田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1)

来場者数：16名

④ 平成28年9月1日(木)

・開催時間及び場所：

19:00～20:00 浪江町役場二本松事務所

(福島県二本松市北トロミ573番地)

来場者数：5名

⑤ 平成28年9月6日(火)

・開催時間及び場所：

19:00～20:00 葛尾村役場

(福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16)

来場者数：0名

⑥ 平成 28 年 9 月 7 日 (水)

・開催時間及び場所：

19:00～20:00 アピオスペース

(福島県会津若松市インター西九十番地)

来場者数：4 名

⑦ 平成 28 年 9 月 8 日 (木)

・開催時間及び場所：

19:00～20:00 郡山市労働福祉会館

(福島県郡山市虎丸町 7 番 7 号)

来場者数：0 名

⑧ 平成 28 年 9 月 9 日 (金)

・開催時間及び場所：

19:00～20:00 田村市都路行政局

(福島県田村市都路町古道字本町 33 番地 4)

来場者数：10 名

⑨ 平成 28 年 9 月 13 日 (火)

・開催時間及び場所：

19:00～20:00 川内村コミュニティセンター

(福島県双葉郡川内村上川内字小山 15)

来場者数：1 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成28年8月19日（金）から平成28年10月4日（火）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②福島復興風力株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

合計7名の方から、28通の意見書が提出された。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は30件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は0件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1. 動物・植物・生態系

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(1)

埼玉県さいたま市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	コウモリ類の専門家にヒアリングを行うこと ① 第 6.2-1 表(2)の有識者 B の意見において問題がないとされる調査時期および調査方法には大きな問題がある。コウモリ類に移動時期は春と秋である。さらに、第 6.2-2 表(29)にはコウモリ類の捕獲調査等の具体的な手法が示されていない。なぜ問題がないといえるのか。コウモリ類の調査研究経験がないからと判断できる。また、「森林性コウモリ類は、大規模な面的改変がなされないのであれば、大きな影響は及ばないものと考えられる」と述べているが、「大規模」の具体的な面積を示し、「大きな影響は及ぼさない」事例を挙げて意見を述べるべきだ。これらの意見はすべて主観であるため、一般的意見である。コウモリ類の生態研究を行っているコウモリ類の専門家に具体的な手法等の意見を聞くべきである。	ご指摘を踏まえ、コウモリ類に関して学術誌に原著論文が掲載された実績のある方にヒアリングを実施したいと考えております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(2)

埼玉県さいたま市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
2	コウモリ類の調査手法について ① 第 6.2-2 表(29)のコウモリ類調査において、入感状況調査、捕獲調査についての記載がない。従って、一般的なコウモリ類の調査手法を記載すること。すなわち、入感状況調査ではフルスペクトラム方式を用いて音声記録を残し、ヘテロダイン方式は使用しないこと。捕獲調査にはかすみ網およびハーブトラップを使用すること。かすみ網は風力発電機設置予定地の林縁等において高空飛翔種を対象に、ハーブトラップは搬入道路を含む改変地において林内飛翔種を対象に調査を行うこと。 ② 第 6.2-3 図(1)の「コウモリ類捕獲調査地点」にかすみ網調査地点が記載されていない。第 6.2-2 表(32)にかすみ網調査地点の設定根拠を記載せよ。	①準備書において、一般的なコウモリ類の調査手法を追記いたします。また、入感状況調査ではこれまで実施してきた実績も踏まえ、ヘテロダイン式も含めたバットディテクターを用いて調査を実施します。捕獲調査はハーブトラップを用います。 ②本事業では極力ダメージの少ないハーブトラップのみを用いて調査を実施しており、かすみ網は用いていません。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(3)

埼玉県さいたま市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
3	コウモリ類の高度別定点観測調査について ① コウモリ類の移動期は春および秋である。第 6.2-2 表(27)の「5.調査期間」において高度別定点観測調査を春に行わない理由を述べよ。 ② 第 6.2-2 表(29)のコウモリ類調査において、なぜゼロクロッシング方式でしか記録できない機種を選んだのか理由を述べよ。環境省から平成 28 年 6 月に発行された「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き」に基づき、フルスペクトラム方式を使用し記録を残すこと。 ③ 本事業における風力発電機は第 2.2-1 表よりブレード回転域の最低地上高は地表から 35~41.5m 以上となる。第 6.2-2 表(29)のコウモリ類調査において、なぜマイク高が 10・30・50m と中途半端な高さなのか理由を述べよ。またマイク(集音)方向を記載せよ。さらに下方の 2 本はブレード回転域外である。なぜ 3 本必要なのか理由を説明し、恣意的ではない予測評価に結び付く調査手法であることを具体的に説明せよ。 ④ 高度別定点観測調査地点が 2 地点とした理由を説明せよ。本事業は第 6.2-3 図(1)によると、20km 強の距離で事業が展開されようとしている。新規の道路事業に勘案してもコウモリ類の飛翔高度を把握するには 10km に 1 地点では代表できるはずがない。風況の状況を代表しているすべての気象観測塔において高度別定点観測調査を行わなければ、対象事業施区域を代表した調査データとはならない。 ⑤ 将来的に 90 基の風力発電機が稼働する本事業地は 3 分割されることが決定されているが、各事業者が個別地区においてすべての調査が継続的に実施できる調査設計が必要である。これは第 5 章の経済産業大臣意見である。従って、高度別定点観測調査地点は 3 地点以上となる。必要であれば気象観測塔の追加設置を行い、コウモリ類の高度別定点観測調査を行わなければならない。	①より活動が活発になる夏及び繁殖が終わった後の分散期に該当する秋に調査を行うことで、当該地域のコウモリ類の飛翔状況を把握することとしています。 ②Anabat については海外でも事例があり、長期の連続観測に適した機種であると考え採用しており、現地調査を実施しています。Anabat はゼロクロッシング方式での記録様式ですが解析を行う上で必要十分な情報が得られます。記録された波形を判読し、周波数帯毎に通過事例数を取りまとめる予定です。 ③集音範囲は概ね 30m 程度となります。10m 高度に設置したものは飛翔高度の低い種を、50m 高度のものはブレード高さを飛翔する種を、30m 高度はその中間的なものを取得するため設置しています。集音方向については準備書で明示するようにします。なお、これらの調査結果に関しては、現時点で国内の知見がほとんどなく、また、こういった環境で、どの程度通過事例数が確認されたときに、どの程度衝突するかが報告されているかの知見もまだありません。そういった意味からも高度別調査結果を用いて適切な予測評価を行うことは困難と考えております。そのため、これら調査結果については参考としてお示しし、事後調査としてバードストライク調査を実施することで、衝突実態を把握したいと考えております。事後調査の結果、有識者のコメントも踏まえ、影響が顕著であると判断された場合は、追加的な環境保全措置を講じてまいり所存です。 ④本事業地は樹林環境卓越しております。風力発電機については稜線上に設置する想定であるため、高度別定点観測調査位置も稜線に地点をとっております。対象事業実施区域の稜線上は落葉広葉樹林や常緑針葉樹林が卓越しており、これらの環境類型が周辺に認められる地点を選定し、調査を実施致します。 ⑤現段階では、事業地は将来的に 3 分割することは想定されております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(4)

神奈川県川崎市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
4	コウモリ類について ・コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。 - 風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。 ・重要種も、重要種以外のコウモリも、すべてのコウモリについて影響予測及び保全対策を行って欲しい。	国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、環境保全措置についても検討され始めた段階です。今後も新たな知見を収集し、取り得る保全措置について検討します。
5	P247 専門家等へのヒアリングについて ・専門家へのヒアリング日時がわからないので記載すること。	準備書においてはヒアリング日を記載します。なお、方法書における有識者 B へのヒアリングは平成 28 年 6 月 30 日に実施しております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(5)

神奈川県川崎市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
6	P281 調査、予測及び評価の手法（動物）について以下の事項について記載に不備がみられる。 ・ P280、 P281 に記載した「コウモリ類の任意観察調査」、「コウモリ類の捕獲調査」及び「バットディテクターによる入感状況調査」について内容の説明がない。 ・「バットディテクターによる入感状況調査」で使用するバットディテクターの機種及び台数の記載がない。 ・「バットディテクターによる入感状況調査」について、調査日ごとの調査開始時刻と調査終了時刻が記載していない。 ・使用するバットディテクターの探知可能な距離について記載がない。 ・各季のコウモリ類の調査日数が記載していない。	準備書において「コウモリ類の任意観察調査」、「コウモリ類の捕獲調査」及び「バットディテクターによる入感状況調査」についての調査手法、・「バットディテクターによる入感状況調査」で使用するバットディテクターの機種及び台数、「バットディテクターによる入感状況調査」について、調査日ごとの調査開始時刻と調査終了時刻、各季のコウモリ類の調査日数をお示しします。なお、バットディテクターの探知可能範囲については既往文献などを参照し、準備書にて記載するようにします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(6)

神奈川県川崎市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
7	P295 動物調査位置（哺乳類相）について ・「バットディテクターを用いた入感状況調査」の地点がない。 ・「バットディテクターを用いた入感状況調査」の位置を別図に記載すること。	「バットディテクターを用いた入感状況調査」では対象事業実施区域内を任意で踏査いたします。踏査ルートにつきましては準備書において記載します。
8	P281、P283「コウモリ類高度別定点観測調査」について ・方法書に記載した手法は欧州のコウモリ類調査マニュアルを真似たものと思われるが、調査期間や方法に大きな問題がある。事業者は最新の知見が盛り込まれた欧州マニュアルの最新バージョンに従うべきである。 ・調査期間を「夏・秋の2季」とした根拠は何か？コウモリ類も鳥類同様、春季に渡りをし、バットストライクが生じている。事業者は手抜きをせず、コウモリの活動期間中、毎日自動録音調査せよ。	調査方法については国内におけるこれまでの先行事例等を参考にし決定しております。調査期間については国内におけるコウモリの衝突事例が集中しているとされる8月下旬～9月の秋季をカバーできる時期としています。観測期間中は毎日連続観測する想定です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(7)

神奈川県川崎市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
9	P281、P283「コウモリ類高度別定点観測調査」について ・録音調査時間を「18時～翌6時」としているが、日の出と日の入り時刻は季節により変わるので、この調査時間の設定は問題がある。自動録音バットディテクター調査はコウモリの活動時間・出現頻度を把握するため、「日没1時間前から日の出1時間後」までとし、あわせて風速や気温、天候などの気象条件も記録すること。 ・コウモリは雨天や強風時など天候状況により出現しない日があるので、コウモリの活動期間中、365日間毎日自動録音調査すること。 ・地上高度「10m、30m、50m」としているが、高空(ブレードの回転範囲内として50m)と地上(2m程度)でよいのではないかな？それよりも調査地点数を2地点ではなく、もっと増やすべきだ。	観測時間については先行事例も踏まえて18時～翌6時を想定しています。この調査時間で主要なコウモリの主要な活動時間を抑えられていると考えております。また、観測期間中においては可能な限り連日観測するようにします。 集音範囲は概ね30m程度となります。10m高度に設置したものは飛翔高度の低い種を、50m高度のものはブレード高さを飛翔する種を、30m高度はその中間的なものを取得するため設置しています。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(8)

神奈川県川崎市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
10	P295「コウモリ類高度別定点観測調査地点」について ・「高度別定点観測調査地点」はたったの2地点である。90基の予定地に対し、たったの2地点で、適切な影響予測ができるはずがない。90基すべての地点で自動録音調査を行うこと。 ・自動録音調査は365日間実施すること。 ・「高度別定点観測調査地点」は、対象事業実施区域内に設置したすべての風況鉄塔で実施すること。 ・方法書記載の手法は欧州のマニュアルを真似たものと思われるが、調査方法や調査地点の選定に大きな問題がある。最新の知見が盛り込まれた欧州マニュアルの最新バージョンに従うべきである。	本事業地は樹林環境卓越しております。風力発電機については稜線上に設置する想定であるため、高度別定点観測調査位置も稜線に地点をとっております。対象事業実施区域の稜線上は落葉広葉樹林や常緑針葉樹林が卓越しており、これらの環境類型が周辺に認められる地点を選定し、調査を実施しております。 調査方法については国内におけるこれまでの先行事例等を参考にし決定しております。調査期間については国内におけるコウモリの衝突事例が集中しているとされる8月下旬～9月の秋季をカバーできる時期としています。観測期間中は毎日連続観測する想定です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(9)

神奈川県川崎市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
11	P281、P283「コウモリ類高度別定点観測調査」について ・高空の定点観測調査と比較するために、バットディテクターによる自動録音調査は地上でも行うこと。 ・地上のバットディテクター自動録音は1地点でなく、風車設置位置(本事業の場合は90基)にそれぞれ設置すること。 ・バットディテクター自動録音調査について調査地点が樹林内や林縁にある場合は、バットディテクターのマイクは必ず樹冠より上に設置すること。 ・地上の自動録音についても365日間実施すること。 ・調査時間は「日没1時間前から日の出1時間後」までとし、あわせて風速や気温、天候などの気象条件も記録すること。 ・準備書には使用したバットディテクターの機種、台数、探知可能距離、1地点あたりの調査期間、調査日数、1晩あたりの調査時間を記載すること。	飛翔高度が低い種をターゲットにして、地上高10mにマイクを設置しています。周辺の森林は樹高15m程度ですので、森林内を飛翔する種も取得できていると考えます。 本事業地は樹林環境が卓越しております。風力発電機については稜線上に設置する想定であるため、高度別定点観測調査位置も稜線に地点をとっております。対象事業実施区域の稜線上は落葉広葉樹林や常緑針葉樹林が卓越しており、これらの環境類型が周辺に認められる地点を選定し、調査を実施しております。 地上高30mと50mにマイクを設置しており、樹冠よりも上空に設置しています。 国内の先行事例を参考にし、主要な活動時間である18時～翌6時とし、観測期間中は連日観測することを想定します。気象条件については風況観測塔のデータ等も活用します。 ご指摘を踏まえ、準備書には左記情報も記載します。ただし、探知可能距離については既存文献を参考にし記載します。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(10)

神奈川県川崎市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
12	意見書の提出方法について わざわざ意見を述べるのに、郵送すると手間と費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは時間的、金銭的負担がかかり大変迷惑だ。御社はなぜEメールで意見書を受け付けないのか？改善を望む。	意見の提出方法については、ウィルス対策のため、メールではなく、郵送または意見書箱へのご投函をお願いさせていただいております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(11)

埼玉県さいたま市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
13	コウモリ類の調査手法について ・本方法書にコウモリ類の「捕獲調査」及び「バットディテクターによる入感状況調査」の具体的な手法が記載されていない。ハーブトラップは毎季(3季)12 地点すべてで同時に行うこと。 また、専門家が指摘する「尾根筋」ではかすみ網を用いた調査を複数地点で行うこと。	ハーブトラップについて 12 地点同時実施は機材繰りの観点、見回りの観点からも現実的ではありません。また、調査時期は 6 月、8 月、9 月の 3 時期を想定しています。尾根筋では、高度別定点観測調査も実施しており、高空を飛翔する種群の状況は把握できるものと考えております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(12)

埼玉県さいたま市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
14	コウモリ類の調査手法について ・本方法書にコウモリ類の「捕獲調査」及び、「バットディテクターによる入感状況調査」の具体的な手法が記載されていない。これが方法書と言えるのか。コウモリ類の捕獲調査は「かすみ網」と「ハーブトラップ」を用いるのが一般的である。 さらに、バットディテクターはフルスペクトラム方式（タイムエクスパンション方式を含む）の機種を使用することが、環境省（2016）「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き」で指示されている。	コウモリの捕獲調査については、ハーブトラップを用いて実施します。また、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き」においては、左記のような調査の指示までは書かれておらず、事業区域及びその周辺を利用するコウモリの種や飛翔状況と気象条件との関連を明らかにし保全措置が検討できる可能性がある旨記載されております。今回採用するバットディテクターにおいても、飛翔状況や気象条件などを把握し、どのような気象条件下でコウモリが飛翔しやすいのか等の解析は実施する予定です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(13)

埼玉県さいたま市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
15	コウモリ類の調査設定について ・第 6.2-2 表(32)におけるハーブトラップ調査地点 HT1 の設定根拠において、「主にコナラ林に生息するコウモリ類を確認するため」とされているが、他地点の設定根拠（スギ林、アカマツ林、伐開地、ヒノキ林など）も含め、「主に～生息する」の意味が分からない。コウモリ類は飛翔するので、単一植生地が主な生息場所とはなり得ない。さらにハーブトラップ調査地点は専門家が指摘する「尾根筋」にはほとんど設置されていないため、携帯が容易な「かすみ網」を用いて「尾根筋」の複数地点で調査を行うこと。	設置地点については、主な植生をカバーできるように留意しつつ、ハーブトラップの設置に適した箇所にトラップ地点を設けています。捕獲調査については当該地域に生息するコウモリ相を把握するために実施しております。移動性のコウモリの飛翔状況を把握するため、高度別定点観測調査を尾根の 2 地点にて実施しております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(14)

埼玉県さいたま市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
16	コウモリ類の重要種について ・第 3.1-17 表では重要種としてヤマコウモリが記載され、第 4.3-7 表「重要な動物への影響の予測結果」では専門家 A 氏からの指摘（第 4.3-5 表「重要な動物の生息状況に関する調査結果」）として挙げられた重要種として、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、オヒキコウモリ、コテングコウモリ、ヒメホオヒゲコウモリの 5 種が記載されている。しかし、同表における専門家 I 氏から指摘された、モリアブラコウモリ、モモジロコウモリ、コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリが第 4.3-7 表に記載されていない。さらに、表 4.3-6 表「重要な生息地の分布状況に関する調査結果」の専門家 A 氏からの指摘におけるキクガシラコウモリ、コキクガシラコウモリ、ユビナガコウモリ、モモジロコウモリ、アブラコウモリも第 4.3-7 表に記載されていない。どのような経緯を得て予測対象種を抽出したのか説明が必要である。なお本準備書における予測地域は調査地域（事業実施想定区域及びその周囲）と同様と明記されている。	モモジロコウモリ、コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、ユビナガコウモリ、アブラコウモリについては重要な種の選定基準に該当しないため第 4.3-7 表で記載されておりません。モリアブラコウモリについては重要な種に選定されていますが、記載が漏れておりました。ご指摘を踏まえて、モリアブラコウモリについても同表に入れることとします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(15)

神奈川県川崎市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
17	P280-283 調査、予測及び評価の手法（コウモリ類捕獲調査）について ・方法書に記載したコウモリ類調査手法に不備がある。事業者及び委託先のコンサルタントがコウモリの捕獲経験があるのか疑問だ。コウモリ類の捕獲調査は、素人が行うべきではない。「コウモリ類の専門家」を現地に同行させて、専門家の指導のもとで行うべきではないのか。 ・6 月下旬-7 月中旬はコウモリ類の出産期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハーブトラップでは高空を飛翔するコウモリを捕獲できないので、カスミ網も併用するべきではないのか。	コウモリ捕獲調査については、捕獲調査経験が豊富な調査員が実施しております。また 6 月に実施することで、繁殖の状況などが把握できれば、近くにねぐらがあるのか等のデータが得られるものと考え、実施を想定しています。高空を飛翔するコウモリ類の捕獲はかすみ網を用いた場合でも困難かと考えます。高度別定点観測調査を実施することで、高空を飛翔するコウモリ類のデータ取得に努めます。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(16)

神奈川県川崎市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
18	P280-283 調査、予測及び評価の手法（コウモリ類捕獲調査）について ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、計測後速やかに放獣するべきではないのか。 ・フジホオヒゲコウモリをいわゆるヒメホオヒゲコウモリと誤同定している事業者が多い。コウモリ類の専門家に同定依頼するべきではないのか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップ調査は、1 晩あたり 2～3 時間ごとに見回ること（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対にするべきではない）。 ・準備書には、調査日だけでなく、調査時間（調査開始及び終了時刻）と見回りした回数、使用したハーブトラップ及びカスミ網の設置数、天候、気温、風速を明記すること。	捕獲したコウモリは麻酔せずに必要諸元を記録し、速やかに放獣します。同定が困難である種については専門家への同定依頼も検討します。ハーブトラップ調査においてはご指摘も踏まえて適切に見回りを実施します。準備書においては、調査日、調査時間等も可能な限り記載するようにします。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(17)

神奈川県川崎市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
19	P286 哺乳類調査設定根拠（コウモリ類捕獲調査）について ・地点選定根拠に「主に〇〇林に生息するコウモリ類を確認するために選定」とあるが、コウモリ類は飛翔して移動し、多様な植生を利用する。コウモリ類は、単一の植生を主な生息場所にしていないわけではない。事業者はコウモリ相調査と同時に、コウモリ類の移動経路や地形、洞穴や橋脚、樹洞等ねぐらの把握をするべきではないのか。	現地調査においては、コウモリ相調査と同時に、洞穴等のねぐらの把握にも留意したいと考えております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(18)

神奈川県川崎市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
20	P286 哺乳類調査地点設定根拠（コウモリ類捕獲調査）について ・地点の設定根拠をみると「主に〇〇林に生息するコウモリ類を確認するために選定」とあり植生毎に捕獲調査をするという。事業者は、ハーブトラップを置けばコウモリが簡単に捕れると勘違いしているようだ。ハーブトラップやカスミ網はコウモリの移動ルートに設置しないかぎり捕獲できない。事業者はハーブトラップを過信せず、尾根筋や樹冠上においてカスミ網も使用して捕獲調査すること。	ご指摘のとおり、周辺の状況を踏まえて、コウモリ類が通過しそうな場所にトラップを設置し、捕獲調査を行います。かすみ網については今回の調査では用いません。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(19)

神奈川県逗子市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
21	【建設予定地の選定について】 風車設置場所の選定について、ヨーロッパ (EUROBATS,2014)では、1) 開発者は、コウモリの渡りや移動経路、コウモリが採餌やねぐらに集まる場所など限られた場所から離して、風車の設置をしなければならない。 2) 風車は、コウモリの渡りや移動経路のランドマークにもなり、それが衝突問題をさらに悪化させている。 3) コウモリのライフサイクルで利用される場所、たとえば森林、林、低木の列、湿地、水域、水路、そして峠は、風車建設において、特に考慮されるべきである。 4) すべてのタイプの森林の中、または 200m 以内の場所に風車を建てる、事故の危険性が高くなるので、建てるべきではない。そのような場所はすべてのコウモリの種に深刻な響を与えることになる。 とされている。(※「EUROBATS,2014」とは「Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision2014」のことである。本資料は、「EUROBATS」(ヨーロッパの 27 か国が共同でコウモリの保護活動に取り組むための組織:1995 年に設立)より 2008 年に第一版が発行され、その後、追加された風力発電施設での膨大な調査・研究に基づく最新の知見を記載したガイドラインである。日本とヨーロッパは、コウモリの種組成が近いことから、ヨーロッパのガイドラインは日本に生息するコウモリの風力発電施設での調査手法と対策を考える上で非常に参考になる。インターネットから書名で検索すれば、無料で pdf をダウンロードできるので、ぜひ、入手して参考にしてほしい。) 貴社の計画されている阿武隈風力発電所における風車設置場所は「森林内の尾根」ではないですか? 森林から 200m 離し(200m という数値の根拠は EUROBATS,2014 を参照)、峠を回避して設置するべきである。風車のブレードの外側から 200m の区域に森林との緩衝地帯を設けることが、EUROBATS,2014 では推奨されている。もともと風車建設が計画されていた森林際から、わずか 200m 建設場所をずらしただけで、風車周辺のコウモリの活動量を平均で 10-15%減らすことができたという報告もある。 さらに、森林内に風車を建設する場合、建設とインフラ整備のため、多くの木を伐採し、更地になることになる。これは、コウモリのねぐら(樹洞をねぐらとしている種が本州には環境省の絶滅危惧種を含め、多種存在する)の重大な損失となる可能性がある。また、結果として林縁を増やしてしまい、コウモリにとっての採餌場の可能性が増えることになり、それはコウモリの風車のそばでの採餌活動を増やし、事故のリスクを高めることになる(EUROBATS,2014)。	本事業地は既存の植生図でも読み取れるとおり、森林が卓越した環境となっております。他でもご意見いただいておりますとおり、実際に風力発電機設置後どの程度コウモリ類が衝突しているかを把握し、影響を検証することは重要であると考えております。また、バットストライクに関する事後調査の結果を踏まえて、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、コウモリ類の専門家の助言や指導を得て、追加的な保全措置を講じる等、順応的に対応することにより、当該地域のコウモリ類への影響の低減を図っていくことが重要と捉えております。追加的な保全措置を検討する上でも、今回実施する高度別定点観測調査の結果と気象条件などと解析を行うことで、効果的な追加的措置案を提示できるのではないかと考えております。

	さらに、そのような生息地の大幅な改変は、建設前のコウモリの環境影響予測の研究の効果を減少させてしまう(EUROBATS,2014)。このような意味からも、森林内に風車をたてるべきではない。 ただし、ヨーロッパには、風力発電施設に森林を含むことが不可欠な国もある(特に北部の森林面積の広い国など)。そのような場所では、計画段階において、コウモリにとって重要な場所に風車を建てないように、特別な注意を払う必要がある。 すなわち、他に選択場所がなく、やむをえず風車を森林内にたてるのであれば、森林以外の場所に比べて、より厳密な調査とモニタリング、軽減策をとる必要がある。 以上	
--	---	--

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(20)

神奈川県逗子市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
22	【調査範囲について】 風力発電施設におけるヨーロッパでのコウモリの予備調査(文献その他の資料調査)の範囲は、計画地の少なくとも 10km 圏内の、すべての利用可能データを検討することが推奨されている。この「10km 圏内」の規定はすでに欧米での標準的範囲であり、貴社の「300m の範囲」というのはあまりにも狭すぎる。予備調査の範囲を広めるべきである。 コウモリの出産哺育や冬眠ねぐらのための現地調査は、建設予定地の半径 2km 内(予想される種や存在する環境にもよる)、既知のねぐらについては 5km の半径内で行うことが世界的基準である。貴社の「300m の範囲」というのはあまりにも狭すぎる。現地調査の範囲を広め、コウモリのねぐらについての調査を行うべきである。 以上	文献その他の資料調査の範囲については、300m の範囲以外にも、大熊町、葛尾村、川内村、田村市、浪江町の 5 市町村に係る範囲の情報を収集しております。 既存資料では、ねぐらの情報は得られませんでした。現地調査においては、ねぐらとなりそうな環境の確認も含め、留意しながら進めたいと考えております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(21)

神奈川県逗子市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
23	【調査項目について・ねぐら調査の追加】 コウモリ類の調査項目は、捕獲調査(ハーブトラップによる)、バットディテクターによる入感状況調査、高度別定点観測調査の3項目となっているが、「ねぐら確認調査」を加えること。 「ねぐら確認調査」の調査範囲は、出産哺育や冬眠ねぐらのための調査は建設予定地から半径 2km 内(予想される種や存在する環境にもよる)、既知のねぐらの確認は、5km の半径内でおこなうこと。そして、出産哺育や冬眠ねぐらなどの重要なねぐらが見つかった場合は、コロニーからの分散と秋の季節移動の開始の時期、地域個体群の活動範囲と飛翔経路の確認、採餌領域などを、特に高空飛翔を行う種を中心に調査する必要がある、その調査は、数年間はモニタリングを行う必要がある。この調査範囲および調査計画は、欧米ではすでに基準となっている。 以上	ねぐらの確認については、風力発電機の設置を想定する尾根から離れた場所についても可能な範囲で確認に努めます。また、方法書に掲げた既存文献によるねぐらの情報確認は、上述の5市町村の範囲で情報収集いたしましたが、対象事業実施区域近隣での情報は得られませんでした。 ねぐらが確認された場合は、可能な範囲で利用状況などを確認し、その結果を準備書に記載するよう致します。ただし、ねぐら位置については生息情報保護の観点から、秘匿します。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(22)

神奈川県逗子市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
24	【バットディテクターによる入感状況調査および高度別定点観測調査】 コウモリの音声を利用した調査は、以下の 3 手法を用いること。 なお、使用するバットディテクターの機種は、いずれの調査も、すべてのコウモリの音声の周波数をカバーできる機種で、しかも音声解析ができる機種(フルスペクトラム方式、たとえば Wildlife Acoustics 社製の SM4Bat など)を使用すること。 Mini-3 などヘテロダイン式のバットディテクターは、あらかじめ設定した周波数しか受信できないことと、受信音がコウモリの生の音声ではないため、録音して解析しても、有効なデータをとることができない。 貴社が使用予定にされている「Anabat」を使用した調査事例は、海外に数多くあるが、Anabat で得られる音声データは大ざっぱなソナグラムしか描けないため、得られたデータを使用しての日本におけるコウモリの種判別には限界がある。また、ソナグラムで判別できる上空でのコウモリの飛翔行動の意味を把握できないため、使用するべきではない。 【コウモリの音声調査 3 項目】 1.地上からの音声トランゼクト調査(人がバットディテクターと GPS 内蔵の録音機を持って歩く調査) 2.地上からの自動コウモリ探知調査 (理想的には各風車計画地ごと。不可能な場合は、各生息環境タイプや起伏および地形(例：丘の頂上と谷)ごとの代表的な風車予定地に、バットディテクターと自動録音装置を設置する定点調査) 3.高所での自動録音による音声調査 (気象観測タワーなど既存施設で風車の高さ(好ましくはブレード回転範囲内)にマイクを設置する長期間の定点調査)。 同時に気象条件(気温、降水量、風)を常時観測する。 上記の 3 つ行なうことで初めて、建設予定地でのコウモリの活動を把握することができ、適切な対策をとることができる。 なお、それぞれの調査の目的、区域、時期と時間帯、回数、手法については、EUROBATS (2014)詳しく掲載されているので、参照して実施すること。 以上	機種については、先行事例なども勘案し、決定いたします。Anabat については海外でも事例があり、長期の連続観測に適した機種であると考え採用しており、現地調査を実施しています。Anabat はゼロクロッシング方式での記録様式ですが解析を行う上で必要十分な情報が得られます。なお、解析に当たっては、卓越する周波数ごとに通過数を集計し、気象条件等との解析を実施する予定です。 1.の手法についてはバットディテクターによる入感状況調査として実施します。2.について、谷部には風力発電機を設置しておりませんが、尾根部には設置を検討しております。それを踏まえて、高度別定点観測調査地点を設けております。3.についても高度別定点観測調査を実施しています。観測期間中は連続観測を実施し、風速についても常時観測しています。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(23)

神奈川県逗子市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
25	【調査項目について・事後モニタリング調査の追加】 貴社の方法書には、建設後のモニタリング調査について全く触れられていない。 本来、環境アセスメント調査は、建設予定地で事前調査を行い、影響を予測した後、回避・軽減策を提示、建設後に、モニタリングで実際の影響を検証することで、初めて影響予測が妥当だったかの評価がなされる。事後調査を行わなければ、評価や回避・軽減策が適切であったかの検証もされないの、真の環境アセスメント調査とは言えない。全国の風力発電アセスの手本となるように、阿武隈で設置後のモニタリング調査を行うこと。 同じく福島県の布引風力発電施設では、同時期に33頭のコウモリが風車への衝突(バットストライク)で大量死している。事故を未然に防ぐためにも、適切な事前調査を行い、検証のための事後調査を実施すること。 以上	ご指摘のとおり、実際に風力発電機設置後どの程度コウモリ類が衝突しているかを把握し、影響を検証することは重要であると考えております。また、バットストライクに関する事後調査の結果を踏まえて、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、コウモリ類の専門家の助言や指導を得て、追加的な保全措置を講じる等、順応的に対応することにより、当該地域のコウモリ類への影響の低減を図っていくことが重要と捉えております。追加的な保全措置を検討する上でも、今回実施する高度別定点観測調査の結果と気象条件などと解析を行うことで、効果的な追加的な措置案を提示できるのではないかと考えております。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(24)

福島県双葉郡大熊町在住 D 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
26	予定される大熊町大字野上字旭ヶ丘地内に所有している山林がある者です。 該当地には評価方法書に記載されているサンショウウオ、モリアオガエル等の両生類が確認されている。これは戦後の拡大造林等で樹木伐採が進められて、一時まったくみられなくなった時期もある。それが植林地の成長、林業自体の衰退などで森林環境が、以前とはいわれないが、徐々に回復してきて、数が多くなり、我々の目に見えるようになった。そこをのころを良く考えてほしい。 また、日隠山、三ツ森山、十万山が調査からはずれているのはなぜか。日隠山からの西方の景観が非常に悪くなる。三群森周辺においてブナの木が若木であるが、生育しておりある程度の森林を造っている。大熊町にも巨木、福島県のみどりの記念物とし、三ツ森の一俵栗、大川原地区の大山祇神社の大杉など調査対象となってもおかしくないものがある。なぜ対象からはずれているのか。熊川は大熊町の母なる川である。その上流部、源流といえる地域が開発されることに不安をおぼえる。我々は国のエネルギー政策にほんろうされ、そして今避難生活を強いられている。それを考えれば、他地域の為にそこまでして電気を造らなくてもいいと考える。 大熊町の三群森北側周辺を通して熊町－大川原－日隠山－中屋敷－三群森－萩（田村市）－古道－船引（田村）に至る街道があった。通称塩の道と言われる。これは、広野町、富岡町、浪江町、南相馬市にも同様に存在するものもある。歴史的にも重要なものである。	ご指摘も踏まえ、設計する上で地形改変される場所や伐採範囲は必要最小限とするよう留意し計画を行ってまいります。 巨樹・巨木については文献その他の資料調査で可能な限り収集してまいりましたが、ご指摘も踏まえさらなる情報があるか否か関係機関へ改めてヒアリングを行い、情報収集に努めたいと考えております。その結果、対象事業実施区域内に巨樹・巨木がある場合は、改変区域等との重なり程度などを鑑み、影響予測を行いたいと考えております。 ご指摘の景観上の地点につきましては、文献調査や関係機関へのヒアリング等の結果より選定外としておりましたが、ご指摘を踏まえ、引き続き情報収集に努め、調査地点の選定や影響の低減について検討いたします。

2. 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(25)

福島県双葉郡大熊町在住 D 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
27	環境影響評価方法書 P229「各環境要素で留意又は調整等を要する地点」について ・「景観」で関係市町村等にヒアリングを要する地点として、当町で三群森が選定されている。普段、この地域には人の立ち入りがほとんどない。なぜ、この地点を選定されたのか理由を伺いたい。 環境影響評価方法書 P211「人と自然との触れ合いの活動の場」について この項目に、三ツ森と日隠山が掲載されていないのは、なぜか。 地点として選定されない理由を伺いたい。	三群森につきましては、景観資源であることから、配慮書段階ではヒアリング対象としておりました。 また、ご指摘のとおり、配慮書段階での「人と自然との触れ合いの活動の場」に三ツ森と日隠山は掲載しておりませんでした。方法書におきましては、絞り込みしました対象事業実施区域と関係機関へのヒアリングも踏まえ地点選定いたしました。

3. 低周波音

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(26)

福島県田村市在住 E 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
28	施設の建設時よりも稼働後の影響が心配です。動物や地形の変更による自然環境の変化もそうですが、やはり一番は、これまで語られている低周波音による健康被害を恐れています。 既に風力発電は世界各地に普及しており、先例も多数蓄積されていると思いますので、それら事例を十分検討し、本地域での問題発生可能性について確実な調査をお願いしたい。 ちなみに、500mという距離基準はどこから来ていますか？	環境省の調査結果によると、風車騒音の超低周波音領域の成分は、人が知覚できないレベルということですが、超低周波音に関して、適切に調査、予測及び評価を実施します。 また、環境省の調査結果によると、風力発電設備の騒音や低周波音に関する苦情の約半数が 400m 以下の距離という調査結果があります。環境影響評価の結果や関係機関等との協議により、住居等までの離隔を検討いたします。

4. その他

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(27)

福島県福島市在住 F 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
29	本計画に対しては計画段階配慮書縦覧において、国有保安林の保全を優先する旨、意見を述べてきましたが、本方法書においても具体的な配慮が触れられておりません。机上での地形的優位性のみを対象地域選定の条件としているのでしょうか。また、国有保安林には地域の代表的な自然林が多く、特に高瀬川付近や国道 288 号付近については、モミを始め、ミズナラ、ケヤキ等の自然林が残されています。モミはクマタカの営巣木として利用されることも多く、広範囲な保存が必要です。さらに葛尾村、浪江町にまたがる手倉山は地域はもとより、県内の名山として親しまれており、山頂からの景観は最優先で保全しなければなりません。巨大風車が視界に入ることのないよう配慮を求めます。 次に現地調査と放射線についてですが、現地は放射線量率が高く、一部、帰還困難区域が含まれます。被曝線量の増加等に影響されることのないよう、適切な調査を行うべきではありますが、対象事業区域内の調査ポイント箇所数が少ないのではないのでしょうか。地形改変を伴う、発電機設置箇所等は詳細な現地調査を行うべきであります。また、放射性物質のモニタリングについては、放射性物質の濃度測定をどのように反映するのが不明確です。造成工事時や稼働時における飛散や流出を把握すべきであり、特に季節的な風向の変動を考慮した広範囲な影響予測と対策、さらには、モニタリング手法について、明らかにすることを強く求めます。	地形改変される場所や伐採範囲は、可能な限り自然林を避け、必要最小限とするよう留意し計画を行ってまいります。 ご指摘の景観調査地点につきましては、文献調査や関係機関へのヒアリング等の結果より選定外としておりましたが、ご指摘を踏まえ、引き続き情報収集に努め、調査地点の選定や影響の低減について検討いたします。 放射線につきましては、専門家や関係機関と協議をして、対象事業実施区域内外の放射線の量について、適切に調査、予測及び評価を実施し、準備書に記載します。造成工事や稼働時のモニタリング手法についても準備書で記載します。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解(28)

福島県双葉郡川内村在住 G 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
30	2016 年 9 月 13 日、概要説明会を川内村コミュニティセンターで聞かせていただきました。又、同年 9 月 16 日川内村役場にて縦覧いたしました。 それによりますと、調査、予測及び評価については、騒音及び超低周波音、風車の影、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観が評価の主な内容になっていました。 全体計画をみますと約 2,358.2ha 阿武隈山系の尾根に風力発電所の風車等を設置する内容となっておりますが、川内村では約 693.9ha を対象事業実施区域の面積と記載されておりました。 川内村は面積の約 9 割近くを占める緑豊かな林野に囲まれ、一級河川の木戸川本流そして支流の河川空間に沿って 5%程度の農用地と小規模の集落が点在し、なつかしさを覚える農山村の原風景を保ち農村空間が形成されております。 このような、自然環境に恵まれた私達村民の宝とする森林を破壊するような風力発電構想を説明会で聞かされショックを受けております。 縦覧した環境影響評価方法書には、治山、治水については触れられておりません。法律に基づく項目だけをとらえるのではなく、地域の特性を評価すべきと思います。 方法書が縦覧され意見書の提出の後に待ち受けているものは環境影響アセスメントの実施へと進んでいくものと思われませんが、治山、治水は川内村河川の現況から判断すると大変な重要項目であり、私たち川内村民の生活にも直接かかわってくる問題であります。 是非、検討項目として配慮していただきたい。	方法書に記載しています、対象事業実施区域の面積は、工事の可能性のある区域の面積で、実際に改変する面積は、この中の一部の予定です。地形改変される場所や伐採範囲は、可能な限り必要最小限とするよう留意し計画を行ってまいります。 治山、治水につきましては、環境影響評価の中で項目として選定していませんが、福島県林地開発許可制度による審査を受け、着工することとなります。

○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞社、福島民報社（平成 28 年 8 月 19 日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)阿武隈風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 福島復興風力株式会社
代表者の氏名 代表取締役 三保谷 明
事務所の所在地 東京都港区赤坂二丁目九番三号
二、対象事業の名称 (仮称)阿武隈風力発電事業
発電所の出力 最大三十万キロワット
三、対象事業実施区域 (風力発電機の基数 最大九十基)
福島県田村市、福島県双葉郡川内村、
福島県双葉郡大熊町、福島県双葉郡浪江町、
福島県双葉郡葛尾村の行政界付近の稜線上
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
福島県田村市、福島県双葉郡川内村、
福島県双葉郡大熊町、福島県双葉郡浪江町、
福島県双葉郡葛尾村
福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階)、
田村市役所協働まちづくり課、
川内村役場総務課、
大熊町役場会津若松出張所企画調整課、
大熊町役場いわき出張所環境対策課、
浪江町役場二本松事務所復興推進課、
葛尾村役場住民生活課、葛尾村役場二春出張所
五、縦覧の場所
期間 平成二十八年八月十九日(金)から平成二十八年九月二十日(火)まで
電子縦覧 http://www.f-f.co.jp/info/pdf_1.html
時間 午前九時から午後五時まで(いずれも、土・日・祝日を除く開庁日)
六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、平成二十八年十月四日(火)までに左記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。
七、住民説明会の開催を予定する場所・時間
一、開催日 八月二十八日(日) いわき市社会福祉センター
(福島県いわき市平字菱川町一番地の三) 十四時から
二、開催日 九月一日(木) 浪江町役場二本松事務所
(福島県二本松市北トロミ五百七十三番地) 十九時から
三、開催日 九月六日(火) 葛尾村役場
(福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合十六) 十九時から
四、開催日 九月七日(水) アピオス・ベース
(福島県会津若松市インター西九十番地) 十九時から
五、開催日 九月九日(金) 田村市都路行政局
(福島県田村市都路町古道字本町三十三番地四) 十九時から
六、開催日 九月十三日(火) 川内村コミュニティセンター
(福島県双葉郡川内村上川内字小山十五) 十九時から
八、問い合わせ先 福島復興風力株式会社
〒一〇七-〇〇五二 東京都港区赤坂二丁目九番三号
電話 〇三-五五四-八六五〇 午前十時から午後四時半まで
(担当 藤平、野田)

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報なみえ 9月号 (平成 28 年 9 月 1 日 (木) 発行 第 608 号)

情報 ひくわぶ

（仮称）阿武隈風力発電事業環境影響評価方法書について

■環境影響評価方法書が縦覧できます

福島県浪江町他において、福島復興風力株式会社が計画している「（仮称）阿武隈風力発電事業環境影響評価方法書」が縦覧できます。

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入の上、意見書箱に投函ください。

▽縦覧期間
8月19日（金）～9月20日（火）

▽意見受付期間
8月19日（金）～10月4日（火）

▽縦覧場所
浪江町役場二本松事務所
復興推進情報統計係

■環境影響評価方法書についての説明会を行います

▽日時
9月1日（木） 19時～

▽場所
浪江町役場二本松事務所
福島復興風力株式会社
担当 野田

TEL 03（5544）8650

法テラス二本松 土地家屋調査士セミナーを開催します

法テラス二本松では、専門家によるリレーセミナーを開催しています。9月は「土地家屋調査士」です。

▽日時
9月29日（木） 10時30分～12時

▽場所
法テラス二本松 会議室

▽受講料 無料

▽内容
「公図と登記・境界・測量のあゆみ」
法務局にある公図（法第14条地図、地積測量図、建物図面）は、土地・建物の財産を守るための大切な図面です。昭和30年頃の国土調査成果図からコンピュータ化された現在の電子図まで、法務局にある登記された図面の正しい立ちをわかりやすく解説します。

▽定員 20名（要予約）

※受講を希望される方は電話でお申込みください。

※個別相談（予約優先）
13時～16時

▽今後の予定
12月「建築士」

※法テラスは国が設立した公的な法人です。

「未来につなぐ 相続登記」

～相続登記はお済みですか～

相続した不動産（土地・建物）の相続登記（名義変更）は、不動産の所在地を管轄する法務局に申請していただく必要があります。

長い間、相続登記をしないで放置してしまうと、更に相続人が死亡されることで、相続権のある人（子・孫・ひ孫等）が次第に増えてしまい、誰が相続するのか話し合っただけで決めることが難しくなってしまうおそれがあります。

相続登記は、登記しなければ罰せられるというものではありませんが、しないまま放置することは、自分の子孫等に手間と費用をかけさせてしまう結果となります。

また、相続登記をしていないと、次のような様々な問題が発生することがあります。

●土地を売って現金化したいが、

土地の名義が曾祖父名義のため、すぐに所有権移転登記ができない。

●空き家を有効利用したいが、所有者が分からず交渉できない。

●森林の所有者が分からず、山が荒廃している。

●用地買収の話があったが、相続人間で争いになった。

●所有者との連絡が取れず、災害復旧などの緊急性のある工事が遅れる。

このようなトラブルを未然に防ぐためにも、早めに相続登記をしましょう。

▽問い合わせ先
●福島県司法書士会
（電話による相談）
024（534）5539
月～金（土・日・祝日を除く）受付時間
10時～12時・13時～16時

●福島県司法書士会
※登記相談は事前予約制による面談のみ

●本局
TEL 024（534）2045

●相馬支局
TEL 0244（36）3414

●郡山支局
TEL 024（962）4505

●白河支局
TEL 0248（22）1207

ここから下は広告です。

創業40年地元の石材店（浪江町津島地区）
現在、大玉村にて事業を再開しています。

（有）末永石材工業

TEL 0243(24)5931 FAX 0243(24)5932

お墓のことでお悩みの方ぜひ相談下さい
新しいお墓、古いお墓の解体行っています。

住所 福島県安達郡大玉村大山字東屋敷14-1 代表 末永 一 電話090-1043-9129

●若松支局
TEL 0242（27）1501

●いわき支局
TEL 0246（28）1729

●二本松出張所
TEL 0243（22）0519

●田島出張所
TEL 0241（62）0249

●富岡出張所
TEL 0246（35）5670

●問 福島県司法書士会
TEL 024（534）2045

田村市政だより 9月号(平成28年9月1日(木)発行 第139号)

Information

暮らしの情報案内板

募集 市臨時職員募集**【事務補助員】**

- 職務内容 一般事務
- 勤務場所・募集人数
 - ・市役所 市民課…1人
 - ・市役所 建設課…1人
- 応募資格
 - ・パソコンの基本的な操作ができる方
 - ・地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
- 雇用期間
 - ・市民課…10月3日～12月28日
 - ・建設課…10月3日～11月30日
- 勤務時間
 - 午前8時30分～午後5時15分
- 賃金 日額6,300円
- その他
 - ・社会保険に加入していただきます。
 - ・提出書類は総務課に持参で提出してください。

問・申 総務部 総務課 ☎81-2111

【時間外預かり事業指導員】

- 勤務場所・募集人数
 - 緑幼稚園…若干名
- 応募資格
 - ①保育士、幼稚園・小学校教諭などの資格を有する方
 - ②資格のない方で、時間外預かり事業の指導に興味のある方
- 雇用期間
 - 10月3日～29年3月31日
 - ※雇用期間終了後も再雇用する場合があります。
- 勤務日 月曜日～金曜日
 - ※めだかの学校開設日
- 勤務時間
 - 午後4時5分～6時35分
- 賃金
 - ①資格あり…時給960円
 - ②資格なし…時給810円
- その他
 - 提出書類は社会福祉課に持参または郵送で提出してください。

問・申 保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

＜市臨時職員募集共通事項＞

- 募集期限 9月15日(木)
- 提出書類
 - ・本庁および各行政局の市民課に備えつけの市指定履歴書に、6カ月以内に撮影した上半身の写真を貼り付けたもの
 - ・時間外預かり事業指導員は、応募資格に基づく資格者証の写し(資格を有する場合のみ)
- その他
 - ・通勤距離 2km以上は通勤手当有

募集 市営住宅入居者募集**関場第3団地(滝根)**

- 部屋番号 5号
- 建築年 昭和49年
- 構造 簡易耐火平屋
- 間取り 3K ●駐車場 無
- 家賃 8,200円～

岩井沢団地(都路)

- 部屋番号
 - 4号(1階)・6号(2階)・10号(3階)
- 建築年 昭和58年
- 構造 中層耐火3階
- 間取り 3K ●駐車場 有
- 家賃 13,200円～

※家賃は所得に応じて変わります。

【入居者資格】

- ①同居または同居しようとする親族があること
- ②世帯の収入が基準額を超えないこと
- ③現在、住宅に困窮していること
- ④市税を滞納していないこと
- ⑤暴力団員でないこと

●申込方法

9月15日(木)～29日(木)までに、建設部都市計画課または各行政局産業建設課に備え付けの申込書に必要書類を添えてお申し込みください。※申込者多数の場合は、抽選になります。

問・申

滝根行政局 産業建設課 ☎78-1205
都路行政局 産業建設課 ☎75-3551
建設部 都市計画課 ☎82-1114

協働 協働のまちづくり
ワークショップの開催

震災からの復興に向けて様々な活動が行われている中、まちづくりに取り組んでいる皆さんには、日頃から抱えている悩みや課題があると思います。法人格を取得してNPO法人になることによって、次世代に継続して活動できるよう、NPO法人の作り方(設立方法)について学ぶワークショップを開催します。意見交換や交流を通して、まちづくりのノウハウを共有し、1つでも多くのヒントを見つけ、新たな活動や各団体との連携にお役立てください。

- 日時 9月28日(水)
 - 午後6時～8時(予定)
- 場所 市役所 多目的ホール
- 講師 県企画調整部文化振興課
- 申込方法
 - 9月20日(火)までに、協働まちづくり課に備え付けの申込書に必要事項を記入しお申し込みください。

問・申

総務部 協働まちづくり課 ☎81-2135

風力 環境影響評価方法書の縦覧について

田村市都路町ほか、浪江町・大熊町・葛尾村・川内村にまたがる山系において、福島復興風力株式会社が計画・策定している「(仮称)阿武隈風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧が行われています。

上記の方法書について、環境保全の見地からご意見がある場合、各縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、意見書箱に投函してください。

【縦覧について】

- ①田村市における縦覧場所
 - ・市役所 総務部協働まちづくり課
 - ・都路行政局 市民課
- ②縦覧期間
 - 8月19日(金)～9月20日(火)
 - 午前9時～午後5時
 - (土・日・祝日を除く)
- ③意見受付期間
 - 8月19日(金)～10月4日(火)

【環境影響評価方法書に関する地元説明会】

- 日時 9月9日(金) 午後7時
- 場所 都路行政局
- 【電子縦覧ページ URL】
 - http://www.f-f.co.jp/info/pdf_1.html

問 福島復興風力株式会社
☎03-5544-8650

催し 航空自衛隊大滝根山分屯
基地創設60周年開庁祭

- 日時 9月22日(木)
 - 午前9時～午後2時
- 内容 飛行展示、地上装備品各種展示、山頂案内など
(天候により飛行展示、山頂案内は中止する場合があります。)
※山頂案内は定員があります。定員となり次第、案内終了となります。
- 駐車場について
 - 基地および基地周辺には駐車場がありません。無料送迎バスを運行しますので、発着場所などの詳細は、下記までお問い合わせください。
- その他
 - 大滝根山登山道からの徒歩による基地内入場はできません。また、危害防止のため、危険物および脚立などの持ち込み、ドローンの飛行、GPSを利用したSNSゲームの使用を禁止します。

問 航空自衛隊第27警戒群
(大滝根山分屯基地) 群本部総務班
☎79-2277(内線208)

大熊町広報誌チラシ（平成 28 年 9 月 1 日（木））

風力発電事業に係る説明会のお知らせ

福島復興風力株式会社が計画する「（仮称）阿武隈風力発電事業」に関する説明会を実施しますのでお知らせいたします。

福島県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」の中で、復興のための主要施策として再生可能エネルギーの飛躍的な推進を目指しています。

上記ビジョンを実現するための構想のひとつとして、「阿武隈地域で風力発電を行う仮事業者の公募」が行われ、福島復興風力株式会社が阿武隈地域で風力発電を行う仮事業者として選定されました。

このため、以下の内容で、事業の概要や環境影響調査の内容等について、説明会及び図書の縦覧を実施します。

1. 説明会の内容

風力発電事業の概要や環境影響評価方法書の内容等を説明いたします。

2. 説明会の日時、場所

①平成28年8月28日（日） 14時～

場所：いわき市社会福祉センター

いわき市平字菱川町 1 番地の 3

②平成28年9月7日（水） 19時～

場所：アピオスペース

会津若松市インター西 90 番地

③平成28年9月8日（木） 19時～

場所：郡山市労働福祉会館

郡山市虎丸町 7 番 7 号

3. 環境影響方法書の縦覧場所、期間

場所：大熊町役場会津若松出張所（企画調整課）及び
大熊町役場いわき出張所（環境対策課）

期間：平成 28 年 8 月 19 日（金）～9 月 20 日（火）

時間：平日の開庁時間

4. 事業の場所

大熊町、田村市、川内村、浪江町、葛尾村にまたがる山地
周辺を中心とした地域（概ね右図の枠の範囲）

5. 問い合わせ先

福島復興風力株式会社 電話番号：03-5544-8650

〒107-0052 東京都港区赤坂 2 丁目 9 番 3 号

担当者：藤平、野田

6. 環境影響調査実施会社

一般財団法人日本気象協会



風力発電事業に係る説明会のお知らせ

福島復興風力株式会社が計画する「（仮称）阿武隈風力発電事業」に関する説明会を実施しますのでお知らせいたします。

福島県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」の中で、復興のための主要施策として再生可能エネルギーの飛躍的な推進を目指しています。

上記ビジョンを実現するための構想のひとつとして、「阿武隈地域で風力発電を行う仮事業者の公募」が行われ、福島復興風力株式会社が阿武隈地域で風力発電を行う仮事業者として選定されました。

このため、以下の内容で、事業の概要や環境影響調査の内容等について、説明会及び図書の縦覧を実施します。

1. 説明会の内容

風力発電事業の概要や環境影響評価方法書の内容等を説明いたします。

2. 説明会の日時、場所

日時：平成 28 年 9 月 13（火） 19 時～

場所：川内村コミュニティセンター
川内村大字上川内字小山 15

3. 環境影響方法書の縦覧場所、期間

場所：川内村役場（総務課）

期間：平成 28 年 8 月 19 日（金）～9 月 20 日（火）

時間：平日の開庁時間

4. 事業の場所

川内村、田村市、大熊町、浪江町、葛尾村にまたがる山地周辺を中心とした地域（概ね右図の枠の範囲）

5. 問い合わせ先

福島復興風力株式会社 電話番号：03-5544-8650

〒107-0052 東京都港区赤坂 2 丁目 9 番 3 号

担当者：藤平、野田

6. 環境影響調査実施会社

一般財団法人日本気象協会



風力発電事業に係る説明会のお知らせ

福島復興風力株式会社が計画する「(仮称)阿武隈風力発電事業」に関する説明会を実施しますのでお知らせいたします。

福島県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」の中で、復興のための主要施策として再生可能エネルギーの飛躍的な推進を目指しています。

上記ビジョンを実現するための構想のひとつとして、「阿武隈地域で風力発電を行う仮事業者の公募」が行われ、福島復興風力株式会社が阿武隈地域で風力発電を行う仮事業者として選定されました。

このため、以下の内容で、事業の概要や環境影響調査の内容等について、説明会及び図書の縦覧を実施します。

1. 説明会の内容

風力発電事業の概要や環境影響評価方法書の内容等を説明いたします。

2. 説明会の場所、日時

①対象地区：大放・岩角地区

日時：平成28年8月28日(日) 11時～12時

場所：葛尾村役場 三春出張所 2階大会議室

②対象地区：野行地区

日時：平成28年8月28日(日) 14時～15時

場所：葛尾村役場 三春出張所 2階大会議室

※ 都合が悪い場合は、どちらの会場でも参加できます。

3. 環境影響方法書の縦覧場所、期間

場所：葛尾村役場(住民生活課)及び三春出張所

期間：平成28年8月19日(金)～9月20日(火)

時間：平日の開庁時間

4. 事業の場所

葛尾村、浪江町、田村市、大熊町、川内村にまたがる山地周辺を中心とした地域(概ね右図の枠の範囲)

5. 問い合わせ先

福島復興風力株式会社 電話番号：03-5544-8650

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目9番3号

担当者：藤平、野田

6. 環境影響調査実施会社

一般財団法人日本気象協会



○インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト)

[トップ](#) > [お問い合わせ](#)

福島県環境影響評価制度に関するお知らせ

(仮称)阿武隈風力発電事業環境影響評価方法書について公告され、縦覧に供されました。<H28.8.22>

事業者名	対象事業の種類	事業者等	図書の種類	公告日	事業者HP (縦覧期間等の詳細)
(仮称)阿武隈風力発電事業	風力発電所設置事業	福島復興風力株式会社	環境影響評価方法書	平成28年8月19日	http://www.f-f-co.jp/info/pdf/t1.html

このページに関するお問い合わせ先

環境共生課 環境影響評価担当
 〒960-0870 福島県福島市杉妻町2-16 Tel:024-521-7250 Fax:024-521-7927 [電子メールでのお問い合わせはこちらから](#)

○インターネットによる「お知らせ」

(田村市のウェブサイト)



たむらし 福島県 田村市

Foreign language ▶ サイトマップ ▶ 携帯サイト ▶ はじめての方へ

背景色を変える 白 黒 青 Google™ Custom Search 検索

文字の大きさ 拡大 標準

ホーム 暮らしの情報 企業・事業者 観光情報 市政情報

分類でさがす 組織でさがす カレンダーでさがす

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [協働まちづくり課](#) > 「(仮称)阿武隈風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

○「(仮称)阿武隈風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会について

 [印刷用ページを表示する](#) 掲載日:2016年8月18日更新

田村市都路町他、浪江町・大熊町・葛尾村・川内村にまたがる山系において、福島復興風力株式会社が計画している

「(仮称)阿武隈風力発電事業」の環境アセスメント実施方法について定めた「環境影響評価方法書」を、以下のとおり縦覧しますのでお知らせします。

縦覧
・縦覧図書 (仮称)福島阿武隈風力発電事業環境影響評価方法書、要約書 ・縦覧場所 田村市役所 協働まちづくり課、都路行政局市民課 ・縦覧期間及び意見書受付期間 平成28年8月19日(金曜日) から 平成28年9月20日(火曜日) (午前9時00分 から 午後5時00分、土・日・祝祭日を除く) ・意見受付期間 平成28年8月19日(金曜日) から 平成28年10月4日(火曜日) ・意見書提出及び問合せ先 〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目9番3号 福島復興風力株式会社 (担当:藤平 野田) 電話番号 03-5544-8650 (午前10時から午後4時30分) ・縦覧の詳細及び配慮書、要約書については、事業者のホームページをご覧ください。

住民説明会
環境影響評価方法書についての、事業者からの住民説明会を次のとおり開催します。 日時:9月9日(金曜日)午後7時00分から 場所:田村市役所都路行政局

○インターネットによる「お知らせ」

(浪江町のウェブサイト)

The screenshot shows the homepage of the Nami Town website. The header includes the town logo and navigation links. The main content area features a blue banner with the title 「(仮称)阿武隈風力発電事業 環境影響評価方法書」が縦覧できます (Drafted Aomori Wind Power Generation Project Environmental Impact Assessment Method Book is available for review). Below the banner, there is a section titled 「(仮称)阿武隈風力発電事業 環境影響評価方法書」が縦覧できます, which provides details about the project and the review process. It includes a timeline for the review period (August 19 to September 20) and the submission of comments (August 19 to October 4). The location for the review is the Nami Town Office (浪江町役場二本松事務所). Contact information for the project is also provided.

(浪江町のタブレット表示)



タブレット端末

The screenshot shows the website interface as it appears on a tablet. The layout is adapted for the smaller screen, with the main announcement 「(仮称)阿武隈風力発電事業 環境影響評価方法書」についての説明会を行います (Explanation meeting for the Drafted Aomori Wind Power Generation Project Environmental Impact Assessment Method Book) prominently displayed. The meeting details, including the date (September 1st, Sunday) and time (19:00), are clearly visible. The location is the Nami Town Office (浪江町役場二本松事務所). Contact information for the project is also provided.

表示画面

○インターネットによる「お知らせ」

(大熊町のウェブサイト)

大熊町について

町からのお知らせ

くらしの情報

震災関連情報

イベント・情報提供

便覧

ホーム > 風力発電事業に係る説明会のお知らせ

情報提供

風力発電事業に係る説明会のお知らせ

登録日: 2016/08/19 10:00

福島復興風力株式会社計画する「(仮称)阿武隈風力発電事業」に関する説明会を実施しますのでお知らせします。

福島県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」の中で、復興のための主要施策として再生可能エネルギーの飛躍的な推進を目指しています。

上記ビジョンを実現するための理想のひとつとして、「阿武隈地域で風力発電を行う仮事業者の公募」が行われ、福島復興風力株式会社が阿武隈地域で風力発電を行う仮事業者として選定されました。

このため、次の内容で、事業の概要や環境影響調査の内容等について、説明会及び図書の縦覧を実施します。

1.説明会の内容

風力発電事業の概要や環境影響評価方法書の内容等を説明します。

2.説明会の日時、場所

(1)	平成28年8月28日(日)	14時～	いわき市社会福祉センター (いわき市平字釜川町1番地の3)
(2)	平成28年9月7日(水)	19時～	アピオスペース (会津若松市インター西90番地)
(3)	平成28年9月8日(木)	19時～	郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町7番7号)

3.環境影響方法書の縦覧場所、期間

場 所: 大熊町役場会津若松出張所(企画調整課)および
大熊町役場いわき出張所(環境対策課)

期 間: 平成28年8月19日(金)～9月20日(火)

時 間: 平日の開庁時間

4.事業の場所

大熊町、田村市、川内村、浪江町、葛尾村にまたがる山地周辺を中心とした地域
(概ね図の枠の範囲)



凡 例
■ 本事業の予定区域

5.環境影響調査実施会社

一般財団法人日本気象協会

お問い合わせ先

福島復興風力株式会社
電話:03-5544-8650
〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目9番3号
担当者:藤平、野田

ライフイベント

妊娠・出産

子育て

教育・学校

成人

結婚

住まい
引っ越し

福祉

おくやみ

生活

高齢生活

町 政

町長メッセージ

大熊町長 渡辺 利綱

大熊町議会

議会だより

議会からのお知らせ

議会インターネット中継

広報誌 おおくま

みんなの交流誌 おおくまの絆

情報紙 つばきっぴり なごみ

タブレット相談室

ダウンロード 申請・届出書式

イベントカレンダー

リンク集

大熊町例規集

ブログ大熊町

町内気象情報

検索キーワードを入力してください

検索

- 31 -

(福島復興風力株式会社 ホームページ)

(1)

【(仮称)阿武隈風力発電事業 環境影響評価方法書の電子縦覧について】



〈仮称〉阿武隈風力発電事業 環境影響評価方法書の電子縦覧について

平成28年8月19日
福島復興風力株式会社



当社は、平成28年8月18日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「〈仮称〉阿武隈風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出ました。方法書及び要約書を、環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

表紙・目次	方法書 1/9 [352KB]
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	方法書 2/9 [228KB]
第2章 対象事業の目的及び内容	方法書 3/9 [2.74MB]
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	方法書 4/9 [14.3MB]
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	方法書 5/9 [6.98MB]
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	方法書 6/9 [789KB]
第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	方法書 7/9 [12.82MB]
第7章 その他環境省令で定める事項	方法書 8/9 [9.50MB]
第8章 委託した事業者	方法書 9/9 [112KB]
要約書	要約書 [15.91MB]

方法書及び要約書は、平成28年8月19日(金)～平成28年9月20日(火)の期間中は閲覧が可能です。ただし、印刷することはできません。
本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図及び5万分1地形図を複製したものです。
(承認番号 平28情複、第373号)
本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

[「〈仮称〉阿武隈風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧場所・意見書の提出・説明会について](#)
[「〈仮称〉阿武隈風力発電事業 環境影響評価方法書」ご意見記入用紙](#)

(福島復興風力株式会社 環境影響評価ウェブサイト)

(2)

【(仮称)阿武隈風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について】

お知らせ

「(仮称)阿武隈風力発電事業 環境影響評価方法書」の
縦覧場所・意見書の提出・説明会について平成 28 年 8 月 19 日
福島復興風力株式会社

当社は、平成 28 年 8 月 18 日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称)阿武隈風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出るとともに、福島県知事及び田村市長、川内村長、大熊町長、浪江町長、葛尾村長に送付しました。

届出・送付した方法書及び要約書につきましては、下記の通り、環境影響評価法に基づいた縦覧の実施に加え、下記の場所において説明会を開催いたします。

縦覧について

縦覧場所	● 福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階) ● 田村市役所協働まちづくり課 ● 田村市都路行政局市民課 ● 川内村役場総務課 ● 大熊町役場会津若松出張所企画調整課 ● 大熊町役場いわき出張所環境対策課 ● 浪江町役場二本松事務所復興推進課 ● 葛尾村役場住民生活課 ● 葛尾村役場三春出張所
期間	平成 28 年 8 月 19 日(金)～平成 28 年 9 月 20 日(火)
時間	午前 9 時～午後 5 時まで (いずれも、土・日・祝日を除く開庁日)
電子縦覧	http://www.f-f-f.co.jp/info/pdf_1.html

意見書の提出について

提出方法	環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、下記の問い合わせ先へご郵送ください。 なお、意見については日本語でご記載願います。
提出期限	平成 28 年 10 月 4 日(火)まで (郵送の場合、当日消印有効)
意見書様式	(仮称)阿武隈風力発電事業 環境影響評価方法書」ご意見記入用紙 http://www.f-f-f.co.jp/info/f-f-f_info02.pdf

ご意見記入用紙

○意見書の提出期限 平成28年10月4日(火)〔当日消印有効〕

平成 28 年 月 日

[illegible]

– 34 –